厚生労働省告示 第二百三十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十七年四月二十八日　　厚生労働大臣　尾辻　秀久

第２添加物の部D成分規格・保存基準各条の項のイソブタノールの目の次に次の一目を加える。

イソプロパノール
Isopropanol

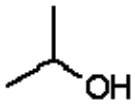

C_3H_8O　　分子量 60.10
２－propanol〔67－63－O〕
含　量　本品は，イソプロパノール（C_3H_8O）99.7%以上を含む。
性　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験
(1)　屈折率　n_D^{20}＝1.374～1.380
(2)　比重　0.784～0.788
(3)　遊離酸　本品 15.0ml に新たに煮沸し冷却した水 50ml 及びフェノールフタレイン試液２滴を加え，これに 0.01mol／l 水酸化ナトリウム溶液 0.20ml を加えるとき，液は，赤色に変わる。
水　分　0.20%以下（10g，直接滴定）
定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第２添加物の部F使用基準の項のイソブタノールの目の次に次の一目を加える。
イソプロパノール　　イソプロパノールは，着香の目的以外に使用してはならない。